

議案第 1 号

里庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

里庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

里庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年里庄町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加え、同項第 3 号中「2 年以上児童福祉事業に従事した者」を「2 年以上児童福祉事業に従事したもの」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第 9 号中「町長が適当と認めた者」を「町長が適当と認めたもの」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（10）5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。